

別表（第2条関係）

事業名	交付対象者	交付対象事業	助成金の率および上限額
文化振興一般助成事業	<p>秋田市在住の個人および秋田市に拠点を置き秋田市内で活動している団体。なお、次の要件を全て満たしているものとする。</p> <p>1 個人</p> <p>(1) 一定の活動実績を有し事業を完遂できる見込みがあること</p> <p>(2) 明確な会計処理が可能であること</p> <p>2 団体</p> <p>(1) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。</p> <p>(2) 一定の活動実績を有し事業を完遂できる見込みがあること。</p> <p>(3) 会計処理が明確であること。</p>	<p>交付対象者が自ら行うもので、広く一般市民に公開され、本市の芸術・学術文化の向上に寄与すると秋田市文化振興審議会が認める事業。ただし、次の1から11までに該当する事業は対象としない。</p> <p>1 国、県および職業上所属する機関等からの助成等があるもの</p> <p>2 宣伝、営利等を目的とするもの</p> <p>3 会員限定のイベント等、活動の対象が特定の団体に偏っているもの</p> <p>4 特定の政治活動又は宗教活動を目的とするもの</p> <p>5 毎年、同規模で実施している事業（周年・記念的な事業等、内容・規模において例年の活動を上回るものについては、この限りでない。）</p> <p>6 学校行事、部活動等の学校教育に関するもの</p> <p>7 伝統文化又は民俗文化の保存目的以外の用具の購入を目的とするもの</p> <p>8 市民への発表などを伴わない資料収集や自己研鑽を目的とするもの</p> <p>9 慈善事業への寄附を主目的として行われる事業</p> <p>10 カルチャースクール、教授所等の発表会、おさらい会等</p> <p>11 その他、助成の効果が期待できないと認められるもの</p>	<p>助成対象経費から入場料等収入を控除した額の1/2以内 (上限額30万円)</p>
文化振興ヤングクリエイター助成事業	<p>秋田市に在住し秋田市内で活動している18歳以上40歳未満の個人および18歳以上40歳未満の若者が中心となって構成され、秋田市内で活動している団体。なお、次の要件を全て満たしているものとする。</p> <p>1 個人</p> <p>(1) 事業を完遂できる見込みがあり、今後も継続して活動を行う見込</p>	<p>交付対象者が自ら行うもので、本市文化の担い手である若年層による新たな取り組みや本市の芸術・学術文化の活性化につながると秋田市文化振興審議会が認める事業。ただし、次の1から11までに該当する事業は対象としない。</p> <p>1 国、県および職業上所属する機関等からの助成等があるもの</p> <p>2 宣伝、営利等を目的とするもの</p> <p>3 会員限定のイベント等、活動の対象が特定の団体に偏っているもの</p> <p>4 特定の政治活動又は宗教活動を目的</p>	<p>助成対象経費から入場料等収入を控除した額の2/3以内 (上限額20万円)</p>

<p>みがあること</p> <p>(2) 明確な会計処理が可能であること</p> <p>2 団体</p> <p>(1) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。</p> <p>(2) 事業を完遂できる見込みがあり、今後も継続して活動を行う見込みがあること。</p> <p>(3) 会計処理が明確であること。</p>	<p>とするもの</p> <p>5 過去に3回助成対象となった毎年同規模で実施している事業（周年・記念的な事業等、内容・規模において例年の活動を上回るものについては、この限りでない。）</p> <p>6 学校行事、部活動等の学校教育に関するもの</p> <p>7 伝統文化又は民俗文化の保存目的以外の用具の購入を目的とするもの</p> <p>8 市民への発表などを伴わない資料収集や自己研鑽を目的とするもの</p> <p>9 慈善事業への寄附を主目的として行われる事業</p> <p>10 カルチャースクール、教授所等の発表会、おさらい会等</p> <p>11 その他、助成の効果が期待できないと認められるもの</p>
--	---